

保護者 様

学校保健安全法施行規則の規定により、新型コロナウイルス感染症の登園停止期間の基準は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっており、上記の期間を登園停止としています。

新型コロナウイルス感染症が軽快し、登園するときは、この「登園停止期間終了報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらったものではありません。また、医師による「登園許可証」の提出は必要ありません。

なお、発症日から10日間は感染の恐れがありますので、登園停止期間の基準を満たした場合でも、登園する際は感染症対策にご協力をお願いします。

伊那市子育て支援課

登園停止期間終了報告書

保育園長 様

クラス名 _____

園児氏名 _____

上記の者の下記疾患は、登園停止期間が終了していることを報告いたします。

記

疾患名	新型コロナウイルス感染症
発症日 (咳・鼻水・発熱等の症状が出現した日)	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	令和 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印